

参議院議員通常選挙における転出者用入場整理券の誤送付について

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙において、転出先の新住所地の選挙人名簿に登録されたため、緑区の選挙人名簿から登録を抹消した選挙人に対して、「参議院（千葉県選出・比例代表選出）議員選挙転出者用入場整理券（以下「転出者用入場整理券」という。）」を誤って送付しましたので、お知らせします。

1 転出者用入場整理券の誤送付の状況

転出先の他市区町村選挙管理委員会からの選挙人名簿に登録した旨の通知によって、緑区の選挙人名簿から登録抹消となった方のうち、誤送付した方は、340人分となります。

<転出者用入場整理券について>

転出された方であっても、緑区の選挙人名簿に登録されている方で、転出先の選挙人名簿に登録されていない場合は、緑区の投票所で投票することができるため、転出者用入場整理券を送付している。

緑区選挙管理委員会事務局では、他市区町村選挙管理委員会からの選挙人名簿の登録に係る通知により、転出者用入場整理券を発送する直前に、他市区町村の選挙人名簿に登録された方の抜き取りを実施している。

今回、当事務局において、抜き取った分の転出者用入場整理券を、本来送付する分と誤認して送付してしまったものです。

なお、緑区の選挙人名簿の抹消処理は完了しており、二重投票はできないようになっている。

2 経緯

7月3日（水） 抜き取った分の転出者用入場整理券を送付する分と誤認して郵送

7月4日（木） 再転入により緑区において投票することとなった選挙人がおり、保管している転出者用入場整理券を確認したところ、抜き取った分の転出者用入場整理券を誤って郵送していたことが判明

7月5日（金） 誤送付したすべての選挙人に対して、転出先の現住所地での投票となる旨を記載した文書を郵送

3 再発防止策

(1) 転出者用入場整理券の抜き取りにあたり、抜き取り分と送付する分を、以下のとおり明確に分けた作業手順に変更する。

ア 抜き取った転出者用入場整理券の束の一番上に「抜き取り分」と表示した用紙を挟み込む。

イ 転出者用入場整理券の抜き取りに使用するカゴについて、抜き取り分と送付する分を別々にするとともに、「抜き取り分」「送付分」の表示を行う。

(2) 最終発送段階に際して、「抜き取り分」と「送付分」に間違いがないか確認を行う。

(3) また、市内各区選挙管理委員会には市選挙管理委員会経由で周知・徹底を図った。